

群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）実施要領

第1 趣旨

本事業は、鳥獣による農作物等に係る被害の軽減を図ることを目的として行うものとし、事業の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）（以下、「交付金実施要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策事業交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）（以下、「交付金実施要領」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

本要領の対象となる事業実施主体、事業内容等は、別表に掲げるものとする。

第3 事業実施の手続き

- 1 事業実施主体は、本事業を実施するため、事業実施計画書（別添1）を作成し、承認申請書（別紙様式1号）に添付し、知事に提出して承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、自己又は自己の法人その他の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 知事は、1により提出された事業実施計画が交付金実施要領の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、事業実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更は、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第2の別表で定めた重要な変更該当する場合とし、1及び3に準じて手続を行うものとする。

第4 県の助成

県は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施計画に基づく事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告

交付金実施要綱別記1の第5の1及び同別記3の第5の1に定める事業実施状況は、事業実施年度の翌年度の8月末日までに、別紙様式3号により知事へ報告するものとする。

第6 事業の評価

- 1 交付金実施要綱別記1の第6の1の(1)及び同別記3の第6に定める成果目標の達成状況は、目標年度の翌年度の8月末日までに、別紙様式4号により知事へ報告するものとする。
- 2 交付金実施要綱別記1の第6の2の(1)に定める改善計画は、目標年度の翌年度の8月末日までに、別紙様式5号により知事へ報告するものとする。
- 3 交付金実施要領別記1の第6の2の(2)に定める再度の事業評価及び報告は、1に準じて手続を行うものとする。

第7 指導推進等

- 1 知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導にあたるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第2関係）鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）	1 事業内容欄の1の(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の取組にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している組織であつて、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業内容欄の1の(4)の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有し、4に	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 鳥獣被害防止総合支援事業を実施する場合は、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 3 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。なお、同事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 4 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。なお、同事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 5 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、当該施設の整備によ	1 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）定額、1/2以内（ただし、被害防止活動推進における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証における限度額、農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額並びにジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化における限度額については、農村振興局長が別に定めるところによるもののほか、知事が別に定めるものとする。） 2 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）1/2以内 上記に関わらず、次の(1)から(4)までの要件のいずれかに該当する地域にあつては、55/100以内とする。（上記に関わらず、鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であつて、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その上限単価と請負施工により整備する場合の上限単価並びに処理加工施設を整備する場合の上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによるもののほか、知事が別に定めるものとする。） (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
2 広域連携型	(1)被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥他地域人材活用 ⑦ICT等新技術の活用 (2)実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3)ICT等新技術実証 (4)農業者団体等民間団体被害防止活動 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (6)鳥獣被害対策実施隊体制強化 2 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業） (1)鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 (2)処理加工施設 (3)捕獲技術高度化施設 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（推進事業） (1)有害捕獲 ①有害捕獲 ツキノワグマを除く。 ②捕獲個体の埋設・運搬 ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分 ④支払事務に伴う捕獲現場での確認等	1 事業内容欄の1の(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の取組にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している組織であつて、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業内容欄の1の(4)の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有し、4に	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 鳥獣被害防止総合支援事業を実施する場合は、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 3 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。なお、同事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 4 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする。なお、同事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 5 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）を実施する場合は、当該施設の整備によ	1 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）定額、1/2以内（ただし、被害防止活動推進における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証における限度額、農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額並びにジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化における限度額については、農村振興局長が別に定めるところによるもののほか、知事が別に定めるものとする。） 2 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）1/2以内 上記に関わらず、次の(1)から(4)までの要件のいずれかに該当する地域にあつては、55/100以内とする。（上記に関わらず、鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であつて、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その上限単価と請負施工により整備する場合の上限単価並びに処理加工施設を整備する場合の上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによるもののほか、知事が別に定めるものとする。） (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会とする。

2 事業内容欄の2の取組にあつては、協議会又はその構成員(試験研究機関を除く。)であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について1の協議会と同程度の体制を有しているものとする。

3 事業内容欄の3の取組にあつては、協議会又は市町村(地域協議会の構成員に限る。)とする。

4 協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 交付金事業等の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載され

るすべての効用によつてすべての費用を償うことが見込まれること。

(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。)

(3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

(4) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(推進事業)定額(ただし、上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによるもののほか、知事が別に定めるものとする。)

た規約が定められていること。

(2)(1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

番 号
年 月 日

群馬県知事

あて

所在地

協議会名

(団体名)

代表者 役職 氏 名 印

〔 市町村の場合
市町村長 氏 名 印
(協議会名) 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害
防止緊急捕獲活動支援事業）の事業実施計画の承認について（申請）

群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第 3 の 1 の規定により、事業実施計画を承認され
たく申請します。

- (注) 1 関係書類として、別添 1 事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

番 号
年 月 日

群馬県知事

あて

所在地

協議会名

(団体名)

代表者 役職 氏 名 印

(市町村の場合
市町村長 氏 名 印
(協議会名))

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止
緊急捕獲活動支援事業）の事業実施計画の変更承認について（申請）

年 月 日付け群馬県指令 第 号により承認された標記事業実施計画につ
いて、下記のとおり変更したいので、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第 3 の 4 の規
定により、承認されたく申請します。

記

1 事業内容

2 変更内容及び理由

3 変更後の事業実施計画

(注) 別添 1 の様式に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように 2 段書きす
るとともに（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）、必要書類を添付するものとする。

別紙様式3号

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害
防止緊急捕獲活動支援事業）の事業実施状況報告（ 年度）

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

所在地

協議会名

（団体名）

代表者 役職 氏 名 印

〔 市町村の場合
市町村長 氏 名 印
（協議会名） 〕

群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第5の規定により、別添のとおり報告します。

- （注） 1 添付様式については、別添2事業実施状況報告書を添付するものとする。
2 協議会の構成員が報告する場合は、参画協議会名も記載すること。

別紙様式 4 号

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害
防止緊急捕獲活動支援事業）の事業評価報告（ 年度）

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

所在地

協議会名

（団体名）

代表者 役職 氏 名 印

〔 市町村の場合
市町村長 氏 名 印
（協議会） 〕

群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第 6 の規定により、別添のとおり報告します。

- (注) 1 関係書類として、別添 3 被害防止計画目標評価報告書を添付すること。
2 協議会の構成員が報告する場合は、参画協議会名も記載すること。

番 号
年 月 日

群馬県知事 あて

所在地

協議会名

(団体名)

代表者 役職 氏 名 印

〔 市町村の場合 氏 名 印 〕
市町村長
(協議会)

年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

別紙のとおり

(別紙)

事業実施主体名	
---------	--

1 事業の導入及び取組の経過

--

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

--

3 実績及び改善計画（改善計画は、下記の様式により作成すること。）

（様式）被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年度 の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止 計画(被 害の軽減 目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								
	被害金額 (千円)	合計							
	被害面積 (ha)								

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画策定			
		目標 (年)	計画策定 時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
鳥獣被害 防止施設	利用量 (km、ha等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出×100とする。

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制